

2021年7月

令和3年7月1日から大雨による災害により被害を受けられた皆さまへ

株式会社ZEN少額短期保険

大雨による災害により被害を受けられました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社では、下記の窓口におきまして、ご契約者の皆さまからのお問い合わせを承っておりますのでご案内申し上げます。

【災害救助法適用時の特別措置のご案内】

当社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆さまを対象に「保険料のお支払い」ならびに「継続契約の締結手続き」につきまして、災害救助法が適用された日から一定期間猶予させていただきます。また、保険金お支払いに関しましても可能な限りの便宜措置を講じて迅速な保険金のお支払いに努めてまいります。これらの措置の適用をご希望の皆さまは、当社担当窓口までお申し出ください。

当社担当窓口：0120-860-172(通話料無料)

(受付時間：平日9:00～17:00 土日祝休)

災害救助法適用地域	法適用日
【静岡県】 熱海市	7月3日
【鳥取県】 鳥取市 【島根県】 松江市、出雲市	7月7日
【島根県】 安来市、雲南市	7月12日
【鹿児島県】 出水市、薩摩川内市、伊佐市 薩摩郡さつま町、姶良郡湧水町	7月10日

以上